

仕 様 書

1. 件名

三重運輸支局鳥羽海事事務所官用車 1 2 か月定期点検業務

2. 点検内容

道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 4 8 条及び自動車点検基準（昭和 2 6 年運輸省令第 7 0 号。以下「点検基準」という。）第 2 条に基づき、1 2 か月ごとに行う点検及び日常点検。

なお、エンジンオイル、オイルエレメントは取替するものとし、その他は 6（2）に定めるとおりとする。

3. 対象官用車

車種	年式	排気量	登録番号	走行距離
ホンダ グレイス	平成28年	1.49L	三重502む5528	110,892km

※走行距離は、令和 8 年 7 月 2 2 日時点。

4. 履行場所

点検業務を実施する場所は受注者の工場とする。ただし、工場の所在地は三重運輸支局鳥羽海事事務所から概ね半径 2 0 km 以内であること。

5. 履行期限

契約締結日から令和 8 年 9 月 8 日（火）までとする。

6. 点検結果の報告

（1）受注者は、法第 4 9 条及び点検基準第 4 条に基づく点検整備記録簿を作成の上、発注者に提出するものとする。

（2）点検の結果、道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）に照らし、車両の安全及び機能を維持する上で整備が必要と判断した場合は、発注者にその旨を報告し、部品の取替及び修理等の協議をするものとする。

7. 車両整備の基準

車両の整備は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 8 年 2 月）の自動車整備に記載されている判断の基準を満たすものとする。

8. 車両の保管等

受注者は、点検を行う車両の保管について、善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

また、発注者が必要とする場合においては、代車を用意するものとする。

9. 瑕疵保証

受注者は、車両の納車後 6 か月以内に点検整備及び修理上の瑕疵による故障が発生した場合は、無償修理を行わなければならない。

10. 引渡し及び納品場所

〒517-0011

三重県鳥羽市鳥羽1丁目2383-28鳥羽運輸総合庁舎

三重運輸支局鳥羽海事事務所

11. その他

- (1) 実施日については、発注者と調整の上、決定するものとする。
- (2) 点検業務及びタイヤ交換業務のために必要となる機具等は受注者の負担とする。また作業にあたっては車両他物品に損傷のないように適切な処置を行うとともに、受注者の過失により物品をき損した場合は、受注者の責任と負担により修補を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定とする。
- (4) 本仕様書に基づく業務を進行するうえで問題が生じた場合は、双方協議のうえ解決とする。
- (5) 代金の支払については、全ての業務が完了した後、受注者の請求により支払うこととし、請求書を受理した日から30日以内に銀行振込により支払うものとする。

なお、請求金額は1円未満を切り捨てた金額とする。

(6) 本件に関する問い合わせ先

中部運輸局総務部会計課 (052-952-8004) 担当：調度係 鈴木